

9.4 緑

9.4.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.4-1 に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及び会場エリア内の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 7 月 25 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.2 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)植生の状況」(p.115 参照)に示すとおりである。計画地は「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」に区分され、計画地南側の辰巳の森海浜公園の開園地と西側のラグビー練習場には「ゴルフ場・シバ地」があり、その周囲は主に「市街地」となっている。

現地調査結果によると、計画地内は未開園地であり、落葉針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽とセイタカアワダチソウ群落がひろがり、中心部にアズマネザサ群落が見られる。また、南側の開園されている辰巳の森海浜公園には、まとまったシバ群落を中心として周辺に落葉針葉樹、落葉広葉樹、常緑広葉樹の植栽が見られる。

イ. 緑の量の状況

計画地内の大部分は未開園地であり、計画地内の植生は、落葉針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽とセイタカアワダチソウ群落がひろがり、中心部にアズマネザサ群落が見られる。計画地における緑の面積は約 15,000m²である。また、計画地内の緑の体積は約 120,000m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.70 参照)に示したとおりである。計画地は、沖積低地に位置し、埋立てにより平坦化された人工地盤の区域となっている。計画地は沖積低地に位置し、埋立てによる人工地盤の区域となっている。計画地及びその周辺の標高は、地盤面が A. P. +4m 程度の平坦な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)気象の状況」(p.67 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺が位置する辰巳の森海浜公園は 1993 年 6 月 1 日に開園され、管理者は東京都港湾局であり、面積は約 164,800 m²である。

公園は多目的広場として利用され、遊具や、バーベキュー広場、ラグビー練習場、ドッグランがあり、東京辰巳国際水泳場(国際規格で作られた水泳場)が隣接している。

辰巳の森海浜公園では、毎年 10 月に各種ニュースポーツが無料で楽しめるニュースポーツフェスタを開催しているほか、毎月ガーデンゴルフ無料講習会が開催されている。

また、辰巳の森海浜公園に沿って辰巳の森緑道公園があり、この公園から夢の島緑道公園、新木場緑道公園、若洲海浜公園に沿ってサイクリング、ジョギングやウォーキングコースとして利用することができる。このコースは花木が多く、サクラ、バラ、ユキヤナギ、ショウブ、サザンカ、ウメなど四季折々に楽しむことができる憩いの場となっている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.70 参照)に示したとおりである。計画地は辰巳の森海浜公園の未開園地であり、土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、主に北側には工場や倉庫等の工場系の施設、西側には戸建てや集合住宅等の住宅系の建物のほかに、商業施設やオフィスビル等の商業系や、学校等の公共施設も存在する。南側にも集合住宅等の住宅系の建物や、商業施設やオフィスビル等の商業系の建物となっている。計画地周辺は、東雲運河、曙運河、砂町運河となっており、南側は東京湾となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.4-2 に示すとおりである。

計画地は、江東区みどりの条例（平成 11 年江東区条例第 36 号）に基づき緑化基準が定められている。

表 9.4-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。.)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。.)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。
江東区みどりの条例 (平成 11 年江東区条例第 36 号)	(目的) 第 1 条 この条例は、江東区を健全で恵み豊かなみどりにあふれたまちにするため、みどりの育成と保全に係る措置を講じ、もって区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。 (建築行為等に係る緑化計画) 第 8 条 規則で定める規模以上の敷地について規則で定める建築行為等を行おうとする者は、事前にその行為に係る敷地の緑化に関する計画書(以下「緑化計画書」という。)を区長に提出し、認定を受けなければならない。 2 前項の緑化計画書は、規則で定める緑化基準に適合するものでなければならない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.4-3 に示すとおりである。

表 9.4-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成 19 年 7 月 江東区)	「江東区みどりと自然の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に記されている「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として、今後 20 年間の江東区における「みどりと自然のまちづくり」を進めていくためのガイドラインとなるものである。 臨海地区の取り組み方針を『東京湾の水面を取り込み、みどりが映える新たな都市空間を創造するまち』とし、今後の都市開発の際に緑化を積極的に進めていくことや、防災拠点としての緑、豊洲・有明北地区への適正な都市公園の整備等を掲げている。
江東区 CIG ビジョン (平成 24 年 7 月 江東区)	「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指し、「江東区 CITY IN THE GREEN」の更なる推進のため、目指すべき都市像を示す「江東区 CIG ビジョン」が策定されている。同ビジョンでは、目指すべき都市像として「まちづくり」「文化創造」「区民生活」「協働」「基金活用」の 5 つ視点でビジョンを掲げている。 <5 つのビジョン> 1. 緑の施策の強化により「緑の中の都市」が実現している(まちづくり) 2. 江東区ならではの「緑を育む文化」を創造している(文化創造) 3. 「緑に親しむライフスタイル」が定着している(区民生活) 4. 区民・事業者・行政が一体となって推進している(協働) 5. 「みどり・温暖化対策基金」を積極的に活用している(基金活用) 「江東区 CITY IN THE GREEN」は、本区の緑化推進事業の総称であり、「江東区 CITY IN THE GREEN」により、区民の緑への愛着を育み、憩いのある都市空間を創出するとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止にも貢献することを目指している。

9.4.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地内は未開園地であり、落葉針葉樹（ラクウショウ）、常緑広葉樹（トウネズミモチ）、落葉広葉樹（ハリエンジュ、アオギリ）の植栽が存在する。

事業の実施に伴い、現状の植栽樹は伐採されるが、図 7.2-6（p. 28 参照）に示すとおり計画地内には辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。

したがって、現況の辰巳の森海浜公園と同様の植栽内容になると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地内は、未開園地であり、落葉針葉樹（ラクウショウ）、常緑広葉樹（トウネズミモチ）、落葉広葉樹（ハリエンジュ、アオギリ）の植栽が存在し、現状の緑の面積は約 15,000m²である。

事業の実施に伴い、現状の植栽樹は伐採されるが計画地内には約 3,700 m²の地上部緑化を行う計画としている。また、緑化計画は図 7.2-6（p. 28 参照）に示すとおりであり、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m²、接道部緑化約 1,280m とする計画としている。

緑化計画では、辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。また、植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。したがって、計画地内の緑の面積は一部減少するものの、辰巳の森海浜公園と連続した高木等の植栽により新たな緑地が創出され、辰巳の森海浜公園内に残存する植栽樹群が維持されることにより、緑の量は維持されると予測する。

9.4.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 82,000m²、接道部緑化約 1,280m とする計画としている。
- ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている。
- ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・計画地の北側及び東側の緑地帯はマウンドを設け、現状の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画としている。
- ・周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある場をつくり出す計画としている。
- ・既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で、移植等について検討する。

9.4.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の落葉針葉樹、常緑広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群の伐採が行われ、約 15,000m²の樹木が減少するが、事業の実施にあたっては、辰巳の森海浜公園内の敷地に地上部緑化約 82,000m²、接道部緑化約 1,280m とする計画とし、江東区と協議していく。

本事業では、江東区みどりの条例に基づく緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）が定められており、緑化計画はこの基準を満たしている。植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定する計画としている。

本事業の緑化計画は、図 7.2-6（p. 28 参照）のとおりであり、計画地の北側及び東側の緑地帯はマウンドを設け、現状の平坦な風景に大きな変化を与えるほか、建築物の足元をマウンドによりカバーし、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画としている。また、周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある場をつくり出す計画としている。さらに、既存樹木については伐採予定であるが、樹木の状況を確認した上で移植等について検討することとしている。

以上のことから、評価の指標は満足するものとする。

